

金融庁職員による再就職等規制違反行為が疑われた事案に関する
調査結果等について

当委員会は、標記事案について、特に必要があると認めたことから、国公法第106条の20第1項の規定に基づき、平成29年7月20日に委員会調査の開始を決定し、調査を実施しました。

この委員会調査の結果、当委員会は同年12月14日、金融庁職員が、国公法第106条の2第1項の規定に違反する行為を行ったことを認定し、金融庁に対し調査結果を通知しました。本件調査結果等は次のとおりです。

【本件調査結果】

金融庁室長級職員 A は

- ① 平成28年、法人Bに再就職していた元職員Cの求めに応じ、同人を介して、法人Bに対し、職員Dをその離職後に法人Bの地位に就かせることを目的として、職員Dの退職時期に関する情報を提供した
- ② 平成28年、元職員Eの求めに応じ、同人を介して、法人Fに対し、職員Gをその離職後に法人Fの地位に就かせることを目的として、職員Gの略歴書の提供及び再就職意思の伝達をして各情報を提供したものである。

したがって、職員Aが国公法第106条の2第1項に違反したものと認定した。

【当委員会が金融庁に対して求めたこと】

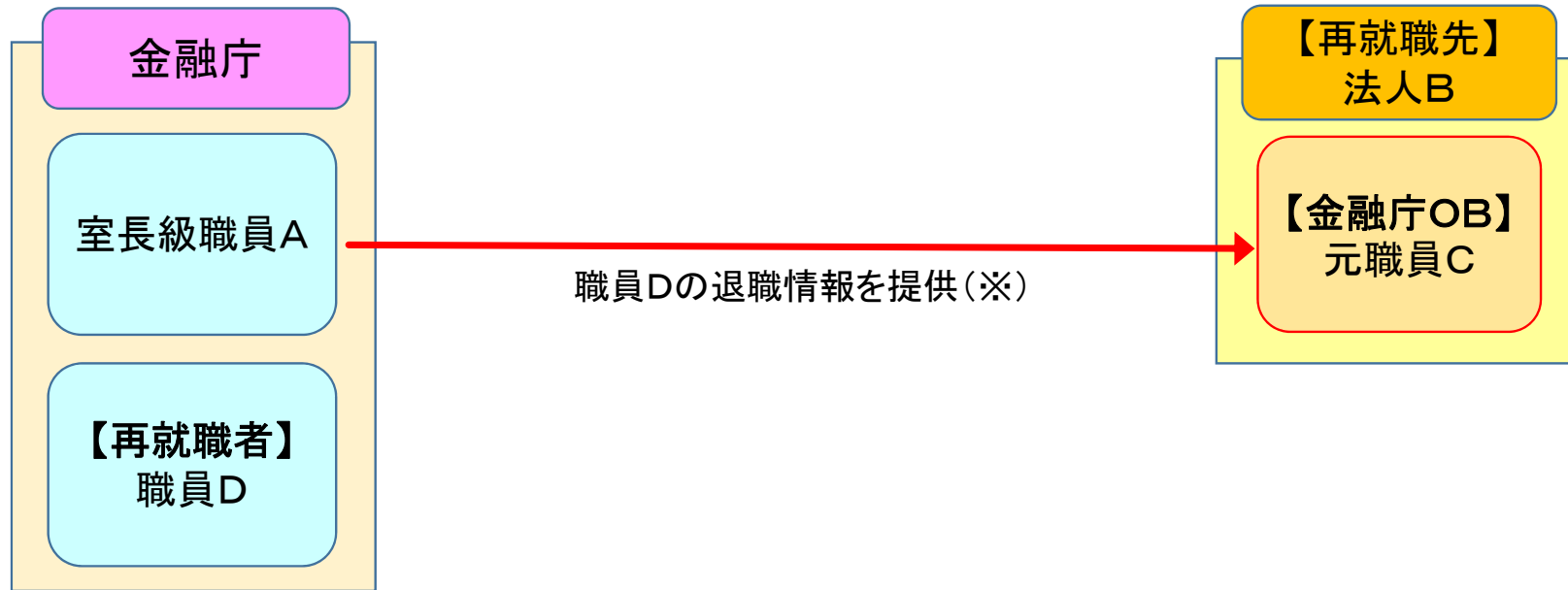
本件調査結果を踏まえ、国公法第82条第1項に規定する懲戒処分その他の適切な措置を求めるとともに、再発防止策の策定及びその実施を求める。

【資料】

金融庁職員による再就職等規制違反事案の概要（1）（2）

* 当委員会は、金融庁職員に係る事案を調査する過程で、当該事案以外にも、再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料したことから、全容を解明するため、金融庁長官に対し、国公法第106条の18第1項に基づき、適切な人選の調査班を組織するなどして調査を行うよう求めたところです。

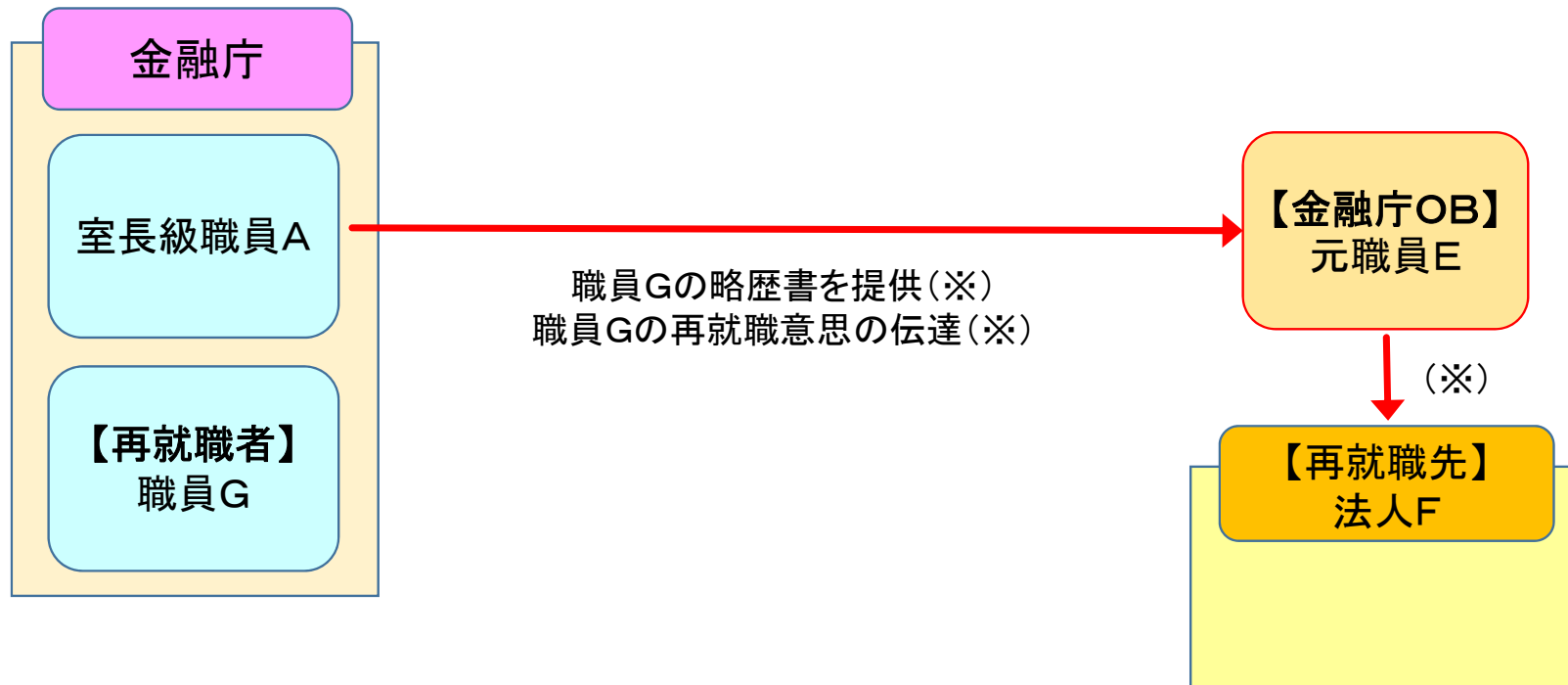
金融庁職員による再就職等規制違反事案の概要(1)



※認定されたAの規制違反行為(国公法第106条の2違反)

室長級職員Aは、法人Bに再就職していた元職員Cの求めに応じ、同人を介して、法人Bに対し、職員Dをその離職後に法人Bの地位に就かせることを目的として、職員Dの退職時期に関する情報を提供したものであり、国公法第106条の2第1項に規定する他の役職員についての依頼等の規制に違反する行為。

金融庁職員による再就職等規制違反事案の概要(2)



※認定されたAの規制違反行為(国公法第106条の2違反)

室長級職員Aは、元職員Eの求めに応じ、同人を介して、法人Fに対し、職員Gをその離職後に法人Fの地位に就かせることを目的として、職員Gの略歴書の提供及び再就職意思の伝達をして各情報を提供したものであり、国公法第106条の2第1項に規定する他の役職員についての依頼等の規制に違反する行為。